

航空法関係手数料令の一部を改正する政令案要綱

第一 航空法（以下「法」という。）第三百三十二条の十三第一項の機体認証（国土交通大臣が検査を行う場合に限る。）を申請する者が法第三百三十五条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額を定めるものとする。

（第九条関係）

第二 機体認証書又は型式認証書の再交付を申請する者が法第三百三十五条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額を定めるものとする。

（第十条関係）

第三 法第三百三十二条の十六第一項の型式認証（国土交通大臣が検査を行う場合に限る。）を申請する者が法第三百三十五条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額を定めるものとする。

（第十一条関係）

第四 法第三百三十二条の十七第一項の承認（国土交通大臣が検査を行う場合に限る。）を申請する者が法第三百三十五条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額を定めるものとする。

（第十二条関係）

第五 法第三百三十二条の四十の無人航空機操縦者技能証明を申請する者が法第三百三十二条の四十七第一項の

試験に関し法第三百三十五条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額を定めるものとする
と。
(第十三条第一項関係)

第六 法第三百三十二条の四十の無人航空機操縦者技能証明を申請する者が無人航空機操縦者技能証明書に関
し法第三百三十五条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額を定めるものとする。

(第十三条第二項関係)

第七 無人航空機操縦者技能証明書の再交付を申請する者が法第三百三十五条第一項の規定により納付しなけ
ればならない手数料の額を定めるものとする。

(第十四条関係)

第八 法第三百三十二条の五十一第二項の無人航空機操縦者技能証明の有効期間の更新を申請する者が法第百
三十五条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額を定めるものとする。

(第十五条関係)

第九 法第三百三十二条の五十二第一項の無人航空機操縦者技能証明についての限定の変更を申請する者が同
条第二項において準用する法第三百三十二条の四十七第一項の試験に関し法第三百三十五条第一項の規定によ
り納付しなければならない手数料の額を定めるものとする。

(第十六条第一項関係)

第十 法第三百三十二条の五十二第一項の無人航空機操縦者技能証明についての限定の変更を申請する者が無人航空機操縦者技能証明書に関し法第三百三十五条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額を定めるものとする。

(第十六条第二項関係)

第十一 その他所要の改正を行うものとする。

第十二 この政令は、航空法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和四年十二月五日）から施行するものとする。

(附則関係)